

鴻巣市立屈巢小学校

PTA 規約及び役員確認事項の一部改正案の概要

令和7年1月20日

- 変更理由:PTA 会員並びに PTA 役員の負担軽減を図るため

- 主な変更点は以下のとおり
 - 1 PTA 会費を令和7年4月分から月額400円とする【第7条】
 - 2 PTA 会長をおかないこともできる【第10条・第13条の2】
 - 3 広報委員会の廃止【第27条】
 - 4 保体安全委員会の組織を見直し、保体委員会と安全委員会(母の会)に分離する
【第27条】

その他の変更点は、規約及び役員確認事項の赤字のとおり

鴻巣市立屈巢小学校PTA規約 (改正案)

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は屈巢小学校PTAという。

第2条 この会は事務所を埼玉県鴻巣市屈巢4515-1におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は父母と教師とが協力して、家庭と社会と学校における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるため、次の活動を行う。

- 1 家庭・学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡により児童の生活を補導する。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 会員相互の資質の向上を図る。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会または役員の名で公共の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりである。

- 1 屈巢小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの。
- 2 屈巢小学校の校長、教頭及び教員、事務職員。
- 3 この会の主旨に賛同するもの（ただし、入会は役員会の決定による）

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は月額400円とする。但し前条第3項に該当するものはこの限りではない。

第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第9条 この会の会員は、鴻巣市PTA連合会の会員となる。

第5章 役員

第10条 役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名 **ただし、総務委員会の協議により会長をおかないこともできる**
副会長 4名、内1名は教頭が担う
書記 2名
会計 2名
- 2 学級役員 若干名

第11条 役員の出選方法は次のとおりとし、総会の承認を得て決定する。

- 1 学級役員はそれぞれの学級の会員の中より学級会員によって選出する。
- 2 書記、会計は総務委員会が母体になり選出を原則とし、会長、副会長は書記、会計の経験者が

2年目に担う。

第12条 役員任期は1年とするが、再選を妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第13条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会の代表者であって会務を統括し、諸会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、**会長をおかないときは**その職務を代行する。
- 3 会計は会費の集金を行い、本会の会計事務を管理、報告をする。
- 4 書記は本会に関する記録業務を遂行する。
- 5 学級役員は本会における専任業務を遂行する。

第14条 役員は役員会を構成し、総会提案事項について立案審議する。
役員は、総会及び役員会において決定したことにつき、具体的立案し執行する。

第6章 会計監査委員

第15条 この会に経理を監査するために、2名の監査委員をおく。

第16条 監査委員は役員以外のものより選出する。

第17条 監査委員任期は**1年**とする。ただし、再選を妨げない。

補欠監査の任期は前任者の残任期間とする。

第18条 監査委員は年1回経理の監査をしなければならない。また、必要に応じ臨時に監査を行うことができる。

第19条 監査委員は役員会により選出され、総会の承認を受けなければならない。

第7章 総会

第20条 総会はこの会の最高機関であり、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- 1 会務及び決算について
- 2 事業計画及び予算について
- 3 役員及び監査委員の承認
- 4 会則の変更について
- 5 その他重要事項について

第21条 総会は役員会において必要を認めるとき臨時に開くことができる。

第22条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

第23条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

第8章 役員会

第24条 役員会は次の事項を審議する。

- 1 総会に提案する事項の審議
- 2 執行にかかる細部事項の審議
- 3 会長、副会長、会計、書記、監査委員の選出

第25条 役員会は会長が召集しその議長となる。

役員半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

第26条 議事は出席者の過半数をもって決定する。

第9章 専門委員会

第27条 本会の活動のために次の専門委員会をおく。

総務委員会 学級委員会 **保体委員会** **安全委員会(母の会)**

第28条 各委員会の委員は役員及び学校職員をもって構成する。

第29条 委員長、副委員長は委員の互選による。

第30条 専門委員会の必要な細則は別に定める。

第10章 顧問

第31条 本会に顧問をおくことができる。

第32条 顧問は本会の会長又は副会長（教頭を除く）を務めた者で、総会の承認を得て決定する。

第33条 顧問は本会の相談役として、本会の発展に協力する。

第11章 経理

第34条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第35条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第36条 本会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第37条 決算は会計監査をへて総会に報告され承認を得なければならない。

第12章 附則

- 1 本会の設立年月日は昭和55年4月25日とする。
- 2 平成 3年 4月30日 一部改正
- 3 平成 7年 4月28日 一部改正
- 4 平成 8年 4月26日 一部改正
- 5 平成10年 5月 1日 一部改正
- 6 平成13年 5月 2日 一部改正
- 7 平成17年 5月 6日 一部改正
- 8 平成18年 5月 2日 一部改正
- 9 平成20年 5月 2日 一部改正
- 10 平成21年 4月28日 一部改正
- 11 平成27年 4月24日 一部改正
- 12 令和 2年 4月23日 一部改正
- 13 令和 3年 4月20日 一部改正
- 14 令和 4年 4月 1日 一部改正
- 15 令和 7年 1月20日 一部改正

細 則 専 門 委 員 会

第1条 総務委員会は、会長、副会長、書記、会計、委員長及び校長、事務局をもって構成される。

第2条 特別な事項について必要あるときは臨時に委員会を設けることができる。

第3条

1 慶弔規定

	摘 要	P T A 会 費 よ り	備 考
教 職 員	結婚祝（本人のみ）	10,000円	7日以上の入院
	出産祝（本人、配偶者）	5,000円	
	病気・けが見舞	5,000円	
	火災・風水害見舞	5,000円	
	死亡（本人）	10,000円	
	死亡（配偶者、同居の父母子）	5,000円	
児 童	死亡	10,000円	7日以上の入院
	病気・けが見舞	3,000円	
会 員	火災	5,000円	
	死亡（会員）	10,000円	
有 識 者 等	病気・死亡・火災等 （市議・教育委員・校医・ 各種団体長その他）	協議による	

2 転退職員は、記念品代を受け取るものとする。

金額は、3,000円と定める。

3 総務役員は、その任期に応じて記念品代を受けるものとする。

金額については、別途協議するものとする。

◎ 金品その他一切お返しをしてはならない。

◎ この規定は、毎年度初め、P T A 役員会において確認、改定を議するものとする。

◎ この規定は、平成3年4月1日より実施する。

◎ 平成18年5月 2日 一部改正

◎ 平成20年5月 2日 一部改正

◎ 平成23年4月28日 一部改正

◎ 平成27年4月24日 一部改正

◎ 令和 6年4月18日 一部改正（第3条2、3を明記）

鴻巣市立屈巢小学校PTA役員確認事項 改正案

令和7年1月20日

PTAの役員は、出来るだけ多くの会員が公平に務められるように配慮する必要があることから以下について確認する。

1 総務役員について

1. 総務委員は原則9名とし、その中から会長、副会長（1名教頭）、会計、書記を選出する。
2. 総務委員は原則2年の任期とする。
3. 総務委員の選出は学年を問わない。
4. 総務委員の立候補がない場合、所定の役員年数が不足する会員の中からくじ引きにより選出する。任期中に児童が卒業する役員は、本人の申し出により卒業後の任期を免除することができる。

2 学級役員について

1. 学級委員は、各学級1名ずつ選出する。
保体委員、安全委員(母の会)は、各学年1名ずつ選出する。
2. 委員会ごとに委員長を選出する。
過去に委員長（他の委員会含め）及び**令和6年度までに母の会担当を務めたことがあるものは、原則として委員長の選出はしないものとする。**
又、委員長の立候補がない場合、1年生の役員は委員長を避ける事ができる。
3. 学級委員・**保体委員・安全委員(母の会)**の任期は、原則1年とする。

- 3 1. 役員は、1人の児童につき1回、1年務める事を原則とする。
会長または副会長を務めた者は、複数年役員を務めること、またそのPTA活動への貢献度から子ども的人数に関わらず、役員を永年免除とする。例えば一旦子どもが小学校から完全に卒業し、その後あらためて下の子が入学した場合でも免除は続く。ただし、その学年の会員すべてが所定の役員年数を務めた場合は、会長、副会長経験者も含め、2回目の役員を務めることとする。例外として、役員の経験年数が子ども的人数を上回る者は除く。

※この変更は令和2年度の役員より適用とし、それ以前の役員経験者については務めた任期の同等の回数分もしくは人数分の役員を務めたこととする変更前の確認事項を適用する。

<令和元年以前の確認事項で児童1人分としてカウントする役員の種類>

会長、副会長、書記、会計、顧問、学級委員、保体安全委員、広報委員、鴻巣市PTA連合会出向、その他特別に組織され総会が認めた役員。

各役員活動内容

全役員共通参加

全体役員会年 1 回

夏祭りサポート

運動会前日準備と当日サポート

川里フェスティバル準備と当日サポート

持久走大会立哨

各役員別活動内容

学級委員	保体委員	安全委員(母の会)
学級懇談会司会・書記 家庭教育学級 無事カエル制作	立哨当番表作成年 3 回 学校保健委員会 無事カエル制作	交通安全母の会の活動 〈主な内容〉*役員間で分担する 無事カエル講習会参加及び制作 鴻巣市交通安全街頭キャンペーン等 実業団駅伝交通整理 埼玉駅伝交通整理 パンジーマラソン交通整理

大まかに活動内容を記していますが、その年によってここに記した内容以外の活動が発生する場合があります。